

○日本赤十字社医療センターの保有する個人情報保護規程

(平成 29 年 1 月 20 日 赤医総第 28 号)

(平成 29 年 3 月 8 日 赤医総第 68 号)

日本赤十字社医療センターの保有する個人情報保護規程を次のように定める。

日本赤十字社医療センターの保有する個人情報保護規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本赤十字社医療センターが保有する個人情報の適正な取扱いに関して必要な基本的事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。なお、本規程において、特にことわりのない限り、「個人情報」には特定個人情報を含むものとする。
- (2) 個人番号 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号、その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(基本理念)

第 3 条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

(特定個人情報の取扱い)

第 4 条 日本赤十字社医療センターは、特定個人情報に係る安全管理措置に関し、事務取扱担当者等が遵守すべき事項について、本規程に定めるもののほか、「日本赤十字社医療センター特定個人情報取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）を別に定めるものとする。

(利用目的の特定)

第 5 条 日本赤十字社医療センターは、個人情報を取扱うに当たっては、その利用目的を特定するとともに明示するものとする。

2 日本赤十字社医療センターは、前項の目的以外に個人情報を利用し、あるいは外部に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令に定めがあるとき。

- (2) 本人の同意があるとき。ただし、特定個人情報については本人の同意があっても提供しないものとする。
- (3) 本人又は第三者の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、緊急かつやむを得ないとき。

(適正な収集)

第 6 条 個人情報、前条に定める利用目的の範囲内において適正かつ公正な手段により収集されなければならない。

(データ内容の正確性の確保)

第 7 条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

(職員の責務)

第 8 条 職員は、本規程の定めるところに従い、個人情報を取扱わなければならない。また、職員は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の事故が発生した場合又はその兆候を把握した場合には、その旨を次条の個人情報管理者に速やかに報告しなければならない。

(個人情報管理者等の配置)

第 9 条 管理局長を個人情報管理者とする。

- 2 個人情報管理者は、その事務の一部を補助させるため、個人情報管理補助者を置くことができる。
- 3 各課長職および各部長職を個人情報管理補助者とする。

(個人情報管理者等の責務)

第 10 条 個人情報管理者は、個人情報の取扱いに関し必要な措置を講ずるとともに、職員等に対し必要な監督及び教育を行わなければならない。

- 2 個人情報管理者は、ボランティア等がその活動において、特定個人情報を除く個人情報を取扱うときは、その保護を周知徹底させなければならない。
- 3 個人情報管理者は、本規程並びに別に定める取扱要領を理解し遵守するとともに、特定個人情報に関する事務取扱担当者（以下、「事務取扱担当者」という。）にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。
- 4 個人情報管理補助者は、個人情報管理者の指示に基づきその業務を補助する。

(事務取扱担当者の配置)

第 11 条 事務取扱担当者は、個人情報管理者が別途指定する各部署において個人番号に関する事務を行う者をもってあてる。

(事務取扱担当者の責務)

第12条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示、訂正、追加、利用停止」、「廃棄・削除」及び委託契約等の各業務を行うにあたり、本規程並びに別に定める取扱要領を理解し遵守しなければならない。また、事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい、滅失又はき損のないように取扱わなければならない。

(個人情報の管理)

第13条 個人情報管理者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止し、これを安全に管理しなければならない。

(個人情報管理表の作成)

第14条 特定個人情報を除く個人情報の安全管理のため、個人情報管理者は別紙様式1の「個人情報管理表」により、個人情報管理の状況を常に明らかにしておかななければならない。

(特定個人情報ファイル管理台帳の作成)

第15条 個人情報管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、別紙様式2の「特定個人情報ファイル管理台帳」により、特定個人情報を取扱う部署ごとに特定個人情報管理の状況を記録しておかななければならない。

(取扱いの外部委託)

第16条 日本赤十字社医療センターが個人情報の取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、十分な保護水準が確保できる委託業者を選定するとともに、個人情報が適正に取扱われるよう、当該委託業者に対し必要な監督を行わなければならない。

2 日本赤十字社医療センターは、委託業者に対し委託契約等により、事故発生時の責任等を担保させなければならない。

(個人情報の開示、削除等)

第17条 個人情報管理者は、本人から、自らの個人情報について利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止又は削除等を求められたときは、必要な確認を行い、遅滞なく処理しなければならない。ただし、開示又は削除について次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令に違反することとなる場合。
- (2) 本人又は第三者の生命、身体又は財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 日本赤十字社医療センターの業務の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。

(苦情の処理)

第18条 個人情報管理者は、本人等から個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。

(違反に対する措置)

第19条 本規程に違反して個人情報を取扱った職員に対しては、就業規則の定めるところにより懲戒処分を行い、委託業者等に対しては、日本赤十字社医療センターがこうむった損害の程度に応じて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年3月1日から一部改訂する。